

いじめ防止対策基本方針

1 いじめの問題への基本姿勢	・・・1
2 いじめの理解	・・・2
3 いじめの未然防止	・・・3
4 いじめの早期発見	・・・5
5 いじめに対する措置（組織と対応）	・・・8
6 インターネット上のいじめへの対応	・・・15
7 重大事態への対処	・・・17
8 年間計画	・・・19

小松市立南部中学校

令和6年9月

1 いじめの問題への基本姿勢

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(1) 学校を挙げた積極対応

ア 校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること。「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

イ 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進すること。関係機関等との連携を深め、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

ウ いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること。いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 平時からの基本姿勢

ア いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識すること。全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

イ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること。いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじめている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

ウ 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

エ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

オ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

<平成17年度「問題行動等調査」まで>

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

<平成18年度「問題行動等調査」より>

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

<平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ

行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

(3) いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

(4) いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

(5) 犯罪につながるいじめ

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

3 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

（１）わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

（２）道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

（３）規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が、安心して学ぶことができる環境を作る。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

（５）生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

（６）体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

（７）家庭や地域と連携した取組

家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人（教職員や保護者）が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処法を定めておく必要がある。さらに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

（１）小さなサインを見逃さない取組

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。

（２）定期的なアンケート調査の実施

- ・生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

（３）教育相談体制の充実

- ・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・SC・SSW等の効果的な活用を図る。

（４）学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人が発するサインを見逃さず生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、生徒にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

■いじめられている生徒が学校で出すサイン

発見に機会	観察の視点	
朝活	<ul style="list-style-type: none"> 遅刻、欠席が増える。 表情が冴えず、うつむきがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> 始業時刻ぎりぎりの登校が多い 出席確認の声が小さい
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> 忘れ物が多くなる 用具、机、いす等が散乱している 一人だけ遅れて教室に入る 	<ul style="list-style-type: none"> 涙を流した気配が感じられる 周囲がなんとなくざわついている 席を替えられている
授業中	<ul style="list-style-type: none"> 正しい答えを冷やかされる 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ひどいあだ名で呼ばれる 	<ul style="list-style-type: none"> グループ分けで孤立することが多い 保健室によく行くようになる ※不真面目な態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す (※は無理にやられている可能性)
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 一人でいることが多い わけもなく階段や廊下等を歩いている 用もないのに職員室等に来る 遊びの中で孤立しがちである 	<ul style="list-style-type: none"> 集中してボールをあてられる 遊びの中で、いつも同じ役をさせる ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> 食べ物にいたずらをされる グループで食べる時、席を離している 配膳すると嫌がられる 	<ul style="list-style-type: none"> 嫌いなメニューの時に多く盛られる ※好きなものを級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 目の前にゴミを捨てられる 最後まで一人でする 椅子や机がぼつんと残る 	<ul style="list-style-type: none"> ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事をする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> 衣服が汚れたり髪がみだれたりしている 顔に傷跡がある 急いで一人で帰宅する 	<ul style="list-style-type: none"> 用事がないのに学校に残っている 部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る

■いじている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> プリントなどの配布物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする 自分の宿題をやらせている 	<ul style="list-style-type: none"> 指名されただけで目配りし、嘲笑する 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている けんかするよう仕向けている 	<ul style="list-style-type: none"> 移動の際など、自分の道具を持たせている 平気で蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> 配膳させたり、後片づけさせたりしている 自分の嫌いな食べ物を押し付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の好きな食べ物を無理やり奪う
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> 雑巾がげばかりさせている 雑巾を絞らせている 	<ul style="list-style-type: none"> 机をわざと倒したり、机の中の物を落としたりする
放課後	<ul style="list-style-type: none"> 自分の用事につき合わせる 	<ul style="list-style-type: none"> 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

■注意しなければならない様子

様子等	観察の視点	
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ・活気がなく、おどおどしている ・寂しそうな暗い表情をする ・手遊び等が多くなる ・独り言を言ったり急に大声を出したりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・視線を合わさない ・教師と話するとき不安な表情をする ・委員を辞める等やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書等にいたずら書きされる ・持ち物、鞆、傘等を隠される 	<ul style="list-style-type: none"> ・刃物等、危険なものを所持する ・服装が破れたり乱れたりしている
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ・教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ・SNS等に悪口を書き込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材費等の提出が遅れる ・下足箱に嫌がらせをされる

(5) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

■いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。
- パソコン・スマートフォン等を頻りにチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

5 いじめに対する措置（組織と対応）

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条第1項*に違反し得る。

学校は、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやしたてたりしていた生徒に対する指導により、同種の事態の発生の防止に努めることも大切である。

* 法第23条第1項

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

（1）いじめに対する組織的対応

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、実情に応じた対策を推進する。また、当該チームは、学校の基本方針の策定や見直し、いじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

① いじめ問題対策チーム（常設）について

ア 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

イ 構成

- i) 校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当者、保健主事、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当等とし、実情に応じてSC・SSW等の専門的知識を有する者を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

ウ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
 - ・ いじめの早期発見の観点から朝活・終活での観察を強化するとともに、授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の交換・共有を行う。
 - ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果の分析について吟味を行い、見落とし・見誤りのない適切な認知を図る。
 - ・ 学校におけるいじめ相談窓口を設置し、生徒、保護者等に周知し利用を促す。
 - ・ いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を深める。
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
 - ・ 事例等を活用し、いじめ問題対応のシミュレートやロールプレイなどを通じて、生徒への事情聴取や保護者への説明、協力依頼の進め方についてスキル向上を図る。
 - ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
 - ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、必要な指導・助言を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。
- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域に対する周知
 - ・ 保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校いじめ防止基本方針」となるようにする。
 - ・ 各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関に説明する。
 - ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のため取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- iv) 生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- v) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
 - ・ 家庭や地域からの情報提供について相談窓口を設置し、これを周知する。
 - ・ P T A や関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。
- vi) S C や S S W 等の外部専門家、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
 - ・ 加害者の抱えている問題、場合によってはその保護者の抱えている問題に対して、S C や S S W 等の外部専門家を活用し、第三者的な視点からのアプローチを工夫する。
 - ・ 学校と警察の相互連絡制度（「いしかわS & Pサポート制度」）の適切な活用や市町の少年補導センター、県警少年サポートセンターなどとの連携を図る。
 - ・ 医療機関、児童福祉施設、児童相談所、法務少年支援センター、法務局、警察など、加害者及びその保護者の抱える問題から、適切な関係機関との連携を進め、加害者の立ち直りを支援する。
- vii) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・ 個別案件対応班の設置
 - ・ 情報の収集と整理

- ・ いじめ対応アドバイザーの派遣要請
- ・ 教育委員会、関係機関への協力要請
- ・ 個別案件対応班への指示・助言

② 個別案件対応班について

ア 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

イ 構成

- 当該生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

ウ 機能・役割

- 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- 役割分担に沿った対応を進める。
- 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- 対応の結果について整理し、記録に残す。

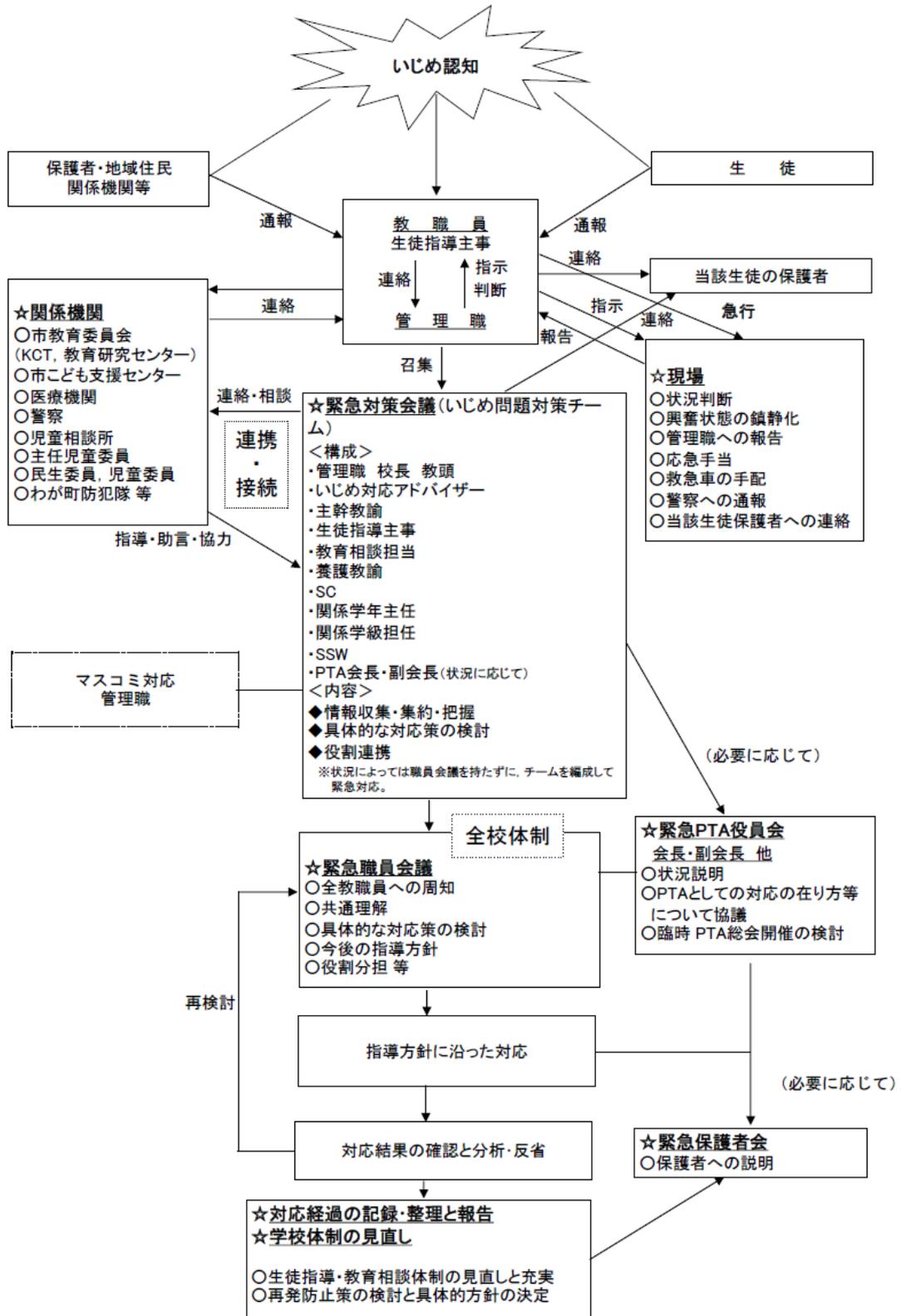
③ いじめ対応アドバイザーの活用について

ア 目的

心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る。

イ 活用例

- 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
 - ・ 具体的対応策に関する指導・助言
 - ・ 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
 - ・ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言
- いじめ問題に関する研修講師



(2) 子どもや保護者への対応

ア いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・ いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・ いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て対応する。
- ・ 必要に応じて、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

【家庭】

- ・ 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

イ いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・ 頭ごなしにしかるのではなく、いじめられている子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させよううえで指導に当たる。
- ・ いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。

- ・必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

オ いじめている子どもの保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・ 教師が仲介役になり、いじめられている子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(3) 「いじめの解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の要件

- i) いじめに係る行為が止んでいること
 - ・ 被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。
- ii) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・ 被害生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

- ・ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

6 インターネット上のいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、ゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、生徒にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめの未然防止に努める必要がある。さらに学校は、生徒に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ・生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び生徒の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・生徒が悩みを抱え込まないよう、学校内に生徒が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・インターネット上のいじめについて、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや生徒同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、生徒に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努める。

（３）インターネット上のいじめの対応について

- ・インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害生徒及び加害生徒双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（４）削除依頼等の手順について

・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の生徒の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容は保存しておく。

・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

・生徒への対応

被害者本人への対応（不安の共感的理解）、加害者への対応（書き込み者が特定されている場合）、当事者以外の生徒への指導（必要と判断した場合）等について、インターネット上の対応と並行して行う。

・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該生徒に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」により適切な対応を行うこととする。速やかに、市教育委員会の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、重大事態の発生により、被害生徒だけでなく、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。

- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で調査に当たる。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

8 年間計画

月	いじめ問題対策チーム	未然防止	早期発見
4	基本方針の確認	学級開き いじめ防止生徒集会	生活アンケート
5		校外学習 修学旅行	教育相談アンケート
6	面談の情報共有		面談週間 QUアンケート
7	1学期振り返り	夏休みの生活の確認	1学期振り返りアンケート
8	職員研修	登校日	家庭連絡・訪問
9		運動会	生活アンケート
10	面談の情報共有	いじめ防止生徒集会	面談週間
11		文化祭	QUアンケート
12	2学期振り返り		2学期振り返りアンケート
1		進路指導	生活アンケート
2	面談の情報共有		面談週間
3	1年の振り返り	卒業式	1年振り返りアンケート